

津山スポーツロッジ弥生荘ほか解体撤去工事特記仕様書

- ①運用基準等 ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年度版)
 ※建設副産物適正処理推進要綱の解説(改訂版)
 ※建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)
 ※フロン排出抑制法
 ※廃棄物処理法
 ※大気汚染防止法
 ※石綿障害予防規則
 その他関係法令を遵守すること。
- ②発生材の処理等 ※特別管理廃棄物
 ・アスベスト・・・許可を受けた特別管理型処分場
 ・フロン類・・・フロン排出抑制法に基づき適正に処理すること。
 ※再資源化を図るもの(建設リサイクル法に係る特定建設資材廃棄物)
 ・アスファルト、コンクリート、木材・・・中間処理場
 ・鉄筋、鉄骨、鋼製建具、アルミ建具等・・・スクラップ売却
 ・ガラス、内装、設備機器類・・・再資源化不可のものは最終処分場
 上記に含まれないもの・・・安定型・管理型最終処分場
- ③施工条件 ※施工条件明示事項による。
- ④施工中の安全確認 ※建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考とする。
- ⑤写真 ※着工前写真2部・工事中写真1部・完成写真2部
- ⑥完成時の提出書類 ※産業廃棄物のマニフェストE表の写し。その他

工事範囲	図面・仕様書に記載してある範囲。
設計図書	今回工事に係る図面及び仕様書
官公署への手続き	工事の施工に必要な官公署・関係機関への手続きは、経費等を含めて速やかにおこなうこと。
発生材の処理	1. 産業廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に従い適切に処理すること。 2. 産業廃棄物以外のものは、すべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。 3. 設備機器のうち、フロンを使用しているものについては、フロン排出抑制法に基づき適切に処理すること。 4. アスベスト含有建材の除去及び処理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書の6章」(令和4年版)を参照に適切に処理すること。
取壊し施工条件	1. 施工可能時間帯:監督員と協議すること。 2. 部位別の施工順序:特に指定はしない。 3. 敷材置き場:仮囲いの内側。
工事現場の安全衛生管理	1. 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。 2. 工事の計画及び施工にあたって、施工範囲に対する工事監理区分を監督員及び発注者と事前に協議の上、工事に伴う事故防止や環境保全に留意し、必要な事項を定め、これを行う。 3. 建物内で火気の使用を行う場合は、監督員の承諾を受けて適切な消火設備を設けると共に、火気の取り扱いには十分注意する。 4. 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に墜落の恐れのある危険個所の点検を行うなど、事故の防止に努める。

災害及び公害の防止	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処理するとともに、次の事項を順守する。 1. 第三者に被害を及ぼしてはならない。 2. 公害の防止に努める。 3. 善良な管理者の注意をもってしてもなお、災害又は公害の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。
養生及び事前調査	汚染又は損傷の恐れのあるものには、適切な方法で養生を行う。 1. 隣接家屋は事前に家屋調査を行うこと。
足場その他	足場(内部・外部)、仮囲い等は、関係法令に従い適切な材料・構造のものとする。
請負者事務所 その他	1. 請負者事務所、従業員休憩所、便所は関係法令に従って設ける。 2. 工事現場の適切な場所に、工事名称・発注者・注意喚起等を示す表示板・工事看板を設ける。
粉塵飛散防止	解体時におけるコンクリート及び解体材等の破片や粉塵の飛散防止に努め、散水等の措置を講ずること。

【非飛散性アスベスト含有建材特記仕様書】

1. アスベスト成形材の撤去
 - 1) アスベスト成形材の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。
 - 2) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、飛散防止策を講じる。
 - 3) アスベスト成形材の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則手ばらしとする。
 - 4) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形材を常に湿潤な状態として作業を行う。
 - 5) 撤去作業時には、防塵マスク・防護メガネ及び作業衣を着用させる。
 - 6) 撤去作業後、破片・破断粉及び作業衣等に付着した粉塵が残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
2. アスベスト成形材の集積・運搬等
 - 1) 集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉塵の飛散防止に努める。
 - 2) 細かく破砕されたアスベスト成形材は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
 - 3) アスベスト成形材の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシートで覆い、飛散防止に努める。
3. アスベスト成形材の処分等
 - 1) アスベスト成形材は、一般廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形材であることを明示する。

【フロン排出抑制特記仕様書】

1. 解体建築物に含まれるフロン類については、フロン排出抑制法に基づき適正に処理すること。

【アスベスト除去工事特記仕様書】

1. 本工事の内、アスベスト除去工事に係る事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 6章」を参照に適切に処理すること。
・解体工事に先立って関係法令に基づき、各官庁へ届出を行うこと。